

(別紙)

入札保証金説明書

1 入札保証金の額

見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額の 100 分の 5 以上の金額とする。入札保証金の額が足りなかった場合、その入札は無効となる。また、入札書の提出までに、入札保証金の免除の証明書の提出又は納入済みであることを証する書類を提示しなければならない。

2 入札保証金の還付

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者の入札保証金は、納付すべき契約保証金の全部又は一部に充当することができる。

3 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合。

(2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書類を提出した場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る）。

4 現金で納付する場合

納付方法	(1) 「債務者登録申請書」と「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、北谷高等学校へ令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 4 時まで提出する。 (2) 上記の書類に基づき納付書を発行するので、下記の納付場所において納付し、領収書の写しを北谷高等学校へ令和 7 年 3 月 31 日（月）入札開始までに提出する。
納付場所	琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、沖縄県農業協同組合、沖縄県信用漁業協同組合連合会本店・商工組合中央金庫那覇支店、指定されたみずほ銀行
納付期間	納付書発行日から令和 7 年 3 月 31 日（月）入札開始まで
還付方法	入札終了後、「入札保証金還付請求書」に必要事項を記入し、北谷高等学校へ提出する。その後、約 20 日程度で登録口座へ振り込む（落札者を除く）。

5 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から 7 日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。